
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 1 人吉市男女共同参画推進条例（参照：P34）の制定に伴い、第4条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、策定を要するものです。
- 2 人吉市男女共同参画基本計画の第2次基本計画期間（平成24年度～平成28年度）終了を迎え、計画内容を見直し、第3次基本計画の策定を要するものです。
- 3 国の第4次男女共同参画基本計画、及び第4次熊本県男女共同参画計画の策定に伴い、現行基本計画の方向性をはじめ、重要施策の見直しを要するものです。

2 計画の位置づけ

1 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、人吉市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づき策定するもので、同条例第3条に掲げた6つの基本理念を踏まえ、具体的な施策を示すものです。

なお、平成24年度に策定した第2次基本計画の改訂版、第3次基本計画としての性格を有しています。

2 法令及び関連計画との整合性

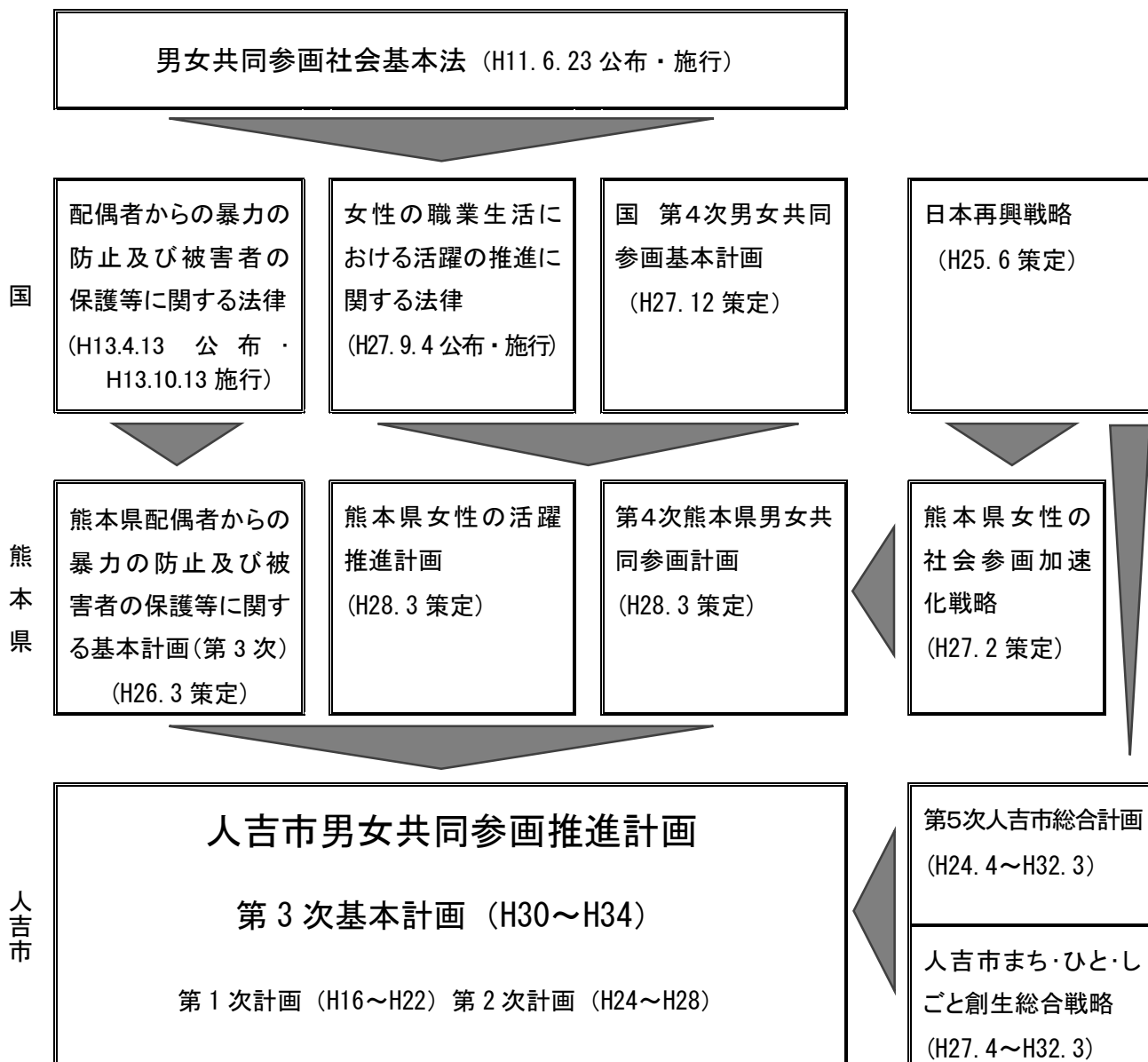
この計画は、上位計画である第5次人吉市総合計画に掲げられた全ての施策に関連することから、市が実施するあらゆる施策と相互に連携しながら、総合的な推進を図ります。

3 「人吉市DV防止基本計画」としての位置づけ

基本目標Ⅰ「個人が尊重されるまちづくり」の、基本方針2「あらゆる暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（参照：P37）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、本計画のなかで一体的に策定するものです。

4 「人吉市女性の活躍推進計画」としての位置づけ

基本目標Ⅱ「社会と家庭をつなぐまちづくり」の、基本方針2「あらゆる分野での男女共同参画の推進」、基本方針3「仕事と生活の調和」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（参照：P38）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、本計画のなかで一体的に策定するものです。



- 人吉市男女共同参画推進計画に関連する各種計画
- ◇人吉球磨人権教育・啓発基本計画
 - ◇人吉市子ども・子育て支援事業計画
 - ◇人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (第2次)
 - ◇人吉市障がい福祉計画 (第4期)
 - ◇人吉市いきいき高齢プラン (第6期介護保険事業計画・老人福祉計画)

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

4 重要課題

1 あらゆる暴力の根絶

人が人として生きていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる環境の整備が不可欠です。暴力は重大な人権侵害であり犯罪となる行為です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※）やハラスメント（※）をはじめ、女性のみならず、子どもや高齢者、障がい者など、社会的弱者に向けられるあらゆる暴力や犯罪の根絶に向けて、社会全体で取り組まなければなりません。（※参照：P9）

暴力には、身体的なものだけではなく、威圧的な態度や言葉の暴力や、性的暴力、経済的暴力、社会的に隔離する行為なども含まれます。最近では、育児や高齢者の介護におけるネグレクト（保護者などが、子どもや高齢者、病人などに対して、必要な世話や配慮を怠ること。）など、弱い立場にある人に向けられる虐待も顕在化しています。

暴力による被害者を救済することは言うまでもなく、必要な対策を講じることで未然防止を図ることも重要となります。

2 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和が保たれることは、人々の健康を維持し、趣味やボランティア、地域社会での活動などを通して、人生における目標や理想の実現を可能にします。同時に、育児や介護を含め、家族が安心して暮らし、地域や職場において責任を果たしていくうえで、欠かせない要素でもあります。

女性が結婚や出産後継続して働き続けるためには、就業条件の整備や子育て支援策などの充実に加えて、男性の家庭での家事・育児や介護、さらに地域活動への参画を進めることが必要です。そのためには仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点に立って働き方を見直し、男女がともに支え合いながら、仕事と生活を両立していくことの重要性を社会全体にさらに浸透させていく必要があります。

3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

社会のあらゆる場面において、いずれか一方の性に偏らず、一人ひとりの個性や能力が発揮されるためには、社会だけでなく、人々の意識や態度の改革が必要です。

性別によらず誰もが自分らしい生き方を選択できる環境や、誰にでも均等に機会が与えられ、重要な意思決定の場に主体的にかかわることができる環境を整えるためには、「男性だから、女性だからこうすべき」という性別役割分担意識の解消が欠かせません。

さらに、次代を担う子どもたちに、キャリア教育（児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育）などを通して、将来を見通した自己形成ができる環境を充実させる必要があります。

第2章 基本的な考え方

1 めざす将来像

男女共同参画のまちづくりビジョンとして、めざすべき将来像を次のとおり設定します。

『認め合い 支え合って つくる 笑顔のまち ひとよし』

2 基本理念

推進条例の基本理念を踏まえ、本計画においても次の6項目を基本理念として定めます。

1 男女の人権の尊重

日本国憲法でも保障されている人権の尊重は、男女共同参画社会の形成促進を図るうえで必要不可欠な要素です。

性別にかかわらず全ての個人が、それぞれの立場に立って、誰もがお互いの人権を尊重し合い認め合う精神を育むことを、基本理念の最初に掲げます。

2 社会における制度又は慣行の見直し

地域や職場など、社会の様々な仕組みや慣行のなかで、いずれか一方の性だけで担われることが多かった役割や業務などを見直し、誰もが自由に参画できる体制へと転換を図ることで、新たな社会環境を形成する必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

地域や職場をはじめ、社会における活動のなかで、様々な意思決定や政策立案などが行われる際には、男女がともにその決定過程に関わり、多様な意見が尊重されることが、男女共同参画社会の基本となります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、ともに社会活動に従事するためには、それぞれの家庭における家族の理解と協力が前提となります。

家族を構成する男女が、自分の役割とお互いの立場を理解し合い、家事や、育児、介護、地域活動などを分担しながら、仕事や学業などと両立できる環境づくりや、生き方を確立する必要があります。

5 生涯を通じた健康への配慮

市民みんなが健康で心豊かに暮らすためには、男女が生涯を通じてお互いの特性を尊重し合い、心身ともに健康を維持することが必要です。特に、病気や介護の予防に重点を置いた健康づくりを支援する必要があります。

6 国際的協調

我が国の男女共同参画政策が、国際連合をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきたことを踏まえ、本市においても国際的協調の視点に立ち、国際交流や国際理解教育の推進を通して、国際社会に貢献することが求められます。

3 基本目標

本計画では次の3つを基本目標に掲げ、市が取り組むあらゆる計画と連動しながら、全ての事務事業を男女共同参画の視点で推進します。

男女共同参画の視点に立ったまちづくりとは、全ての人の尊厳が重んじられ、一人ひとりが個性と能力を発揮することで、地域や職場、学校など、社会のあらゆる分野に貢献しながら、自らの目標や理想を実現できる社会をともに築いていくことです。

I 個人が尊重されるまちづくり

本計画の最も重要な基本目標として「個人の尊重」を掲げ、男女共同参画の観点から、全ての人の人権が守られ、健康で安心して暮らせる環境の整備に取り組むことで、男女共同参画社会の基盤づくりをめざします。

II 社会と家庭をつなぐまちづくり

社会活動を可能にする家庭での協力・共同のあり方、家庭生活との両立を支援する社会的気運の醸成を促し、男女ともに生きやすい社会の形成をめざします。

III 市民との協働でひろくまちづくり

市が進める男女共同参画の取組を、誰もが住みよい環境や地域づくりの担い手となって活動しながら、あらゆる分野で一体となって推進することで、「認め合い 支え合って つくる笑顔のまち ひとよし」を、ともに切り開いていくことを本計画の最終目標に掲げます。

4 実現したい姿

第2次基本計画においてめざした基本的な流れを受け継ぎ、実現したい姿を次のとおり想定しています。

家庭では・・・

- 家庭内で暴力や虐待が起こらず、安心して生活ができます。
- 家族を構成する一人ひとりが、家事や育児、介護などを分担し、協力しながら生活しています。
- 自営業を営む家族が、就業規則などについて十分に理解し合い、意欲と能力を発揮できる環境が整っています。

地域では・・・

- 女性も男性も、町内会や子ども会、消防団などの活動に、協力し合って参加しています。
- 地域の団体間の連携が進み、子どもとの交流機会が増え、高齢者の生きがいとなっています。
- 子どもや高齢者の見守り体制が整い、家族が安心して仕事や地域活動などに専念できる環境や、一人暮らしなどの高齢者の孤立がない環境ができています。

職場では・・・

- 責任ある地位で活躍する女性が増え、職場に活気がみなぎっています。
- 男性または女性だけで担っていた職種に、性別に偏りなく、個人の能力と経験に応じた採用や登用が行われています。
- 残業や休日出勤などの長時間労働が見直され、様々な働き方が選択でき、誰もがいきいきと働ける職場風土が形成されています。
- ハラスメントの起きない職場環境が整っています。
- 男女を問わず、子育てや介護と両立できる職場風土が形成されています。

学校では・・・

- 一人ひとりの個性や自主性が尊重され、他を思いやり、心の豊かさを実感できる教育が行われています。
- 多様性を受け入れ、お互いに認め合い、楽しく活気ある学校生活を送っています。
- 一人ひとりの個性や能力・関心ごとに応じて、進みたい方向、将来をめざした進路指導やキャリア教育が実践されています。

社会全体では・・・

- 全ての人に居場所と出番のある、男女共同参画社会づくりの機運が高まっています。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者、外国人などが、安心して暮らせる生活環境が整備されています。
- 性的指向や性同一性障害による差別や偏見がなくなり、違いを認め、お互いに尊重できる社会になっています。
- 差別や虐待、暴力など、犯罪を許さない、明るく住みよいまちの雰囲気が醸成されています。

5 計画の体系

| 将来像 | 基本目標 | 基本方針 | 重点分野 | 主要施策 | 掲載 | |
|---------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|---------------|-----|
| 認め合い 支え合って つくる 笑顔のまち ひとよし | Ⅰ 個人が尊重される まちづくり | 1 人権の尊重 | ・ 男女の人権の尊重 | ・ 人吉球磨人権教育・啓発基本計画に基づく広報・啓発活動の推進 | 1 2 | |
| | | | ・ 誰もが安心して暮らせる環境の整備 | ・ 高齢者・障がい者とその家族、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 | 1 2 | |
| | | | ・ 生活上の困難に直面する男女への支援 | ・ 生活困難世帯への支援 | 1 2 | |
| | | 2 あらゆる暴力の根絶 | ・ 暴力、虐待、ハラスメント等の根絶 | ・ 暴力防止・予防対策の強化 | 1 3 | |
| | | | | ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 | 1 3 | |
| | | 3 生涯を通じた健康への配慮 | ・ 健康支援体制の充実 | ・ 母子保健サービス等の充実 | 1 4 | |
| | | | | ・ 生涯を通じた健康教育の推進 | 1 4 | |
| | | Ⅱ 社会と家庭を つなぐまちづくり | 1 固定的性別役割分担意識 の解消 | ・ 地域や職場における取組推進 | ・ 男女共同参画の実態把握 | 1 7 |
| | | | | | ・ 広報・啓発活動の推進 | 1 7 |
| | ・ 教育における男女共同参画の推進 | | | ・ 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 1 8 | |
| ・ 多様な生き方を選択できる教育・学習の推進 | | | | 1 8 | | |
| 2 あらゆる分野での男女共同 参画の推進 | ・ 政策・方針決定過程への女性の登用拡大 | | ・ 審議会等委員への女性の登用拡大 | 1 8 | | |
| | | | ・ 産業において女性の能力が発揮 される環境の整備 | ・ 事業所における取組支援 | 1 9 | |
| | ・ 雇用等における男女の均等な機会と 待遇の確保 | | ・ 自営業者等における取組推進 | 1 9 | | |
| | | | ・ 防災・災害時・復興時等における男女共 同参画の推進 | ・ 男女の働き方の見直し | 1 9 | |
| 3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランスの推進) | ・ 仕事と家庭、その他の活動との両立支援 | | ・ 防災・災害復興対策分野における女性の参画拡大 | 1 9 | | |
| | | | ・ 育児支援の充実 | 2 0 | | |
| | | ・ 保育サービス等の充実 | 2 0 | | | |
| Ⅲ 市民との協働で ひらくまちづくり | 1 推進体制の強化 | ・ 市の推進体制の強化 | ・ 総合的な推進体制の整備 | 2 5 | | |
| | | | ・ 働く男女の地域活動への参画支援 | 2 5 | | |
| | | ・ 男女で担う地域活動等の推進 | ・ 男女共同参画の拠点となる活動への支援 | 2 5 | | |
| | ・ 人材等の育成 | | ・ 市政への積極的な参画支援 | 2 6 | | |
| | 2 国際的協調 | ・ 国際的概念、動向の把握、 情報発信 | ・ 地域リーダーとなる人材・活動への支援 | 2 6 | | |
| | | | ・ 国際理解教育、国際交流の推進 | 2 6 | | |
| | | | | | | |